

令和2年度第3回選挙管理委員会会議録

日 時 令和2年9月18日(金)午前9時から  
 場 所 日進市役所4階 第2会議室  
 出席者 星野委員長、三浦委員、上田委員、大竹委員  
 事務局 宇佐美書記長、渡辺書記、祖父江書記、上村書記  
 傍聴の可否 可  
 傍聴の有無 無  
 議 題 1 裁判員候補者予定者の名簿について  
 2 検察審査員候補者予定者の名簿について  
 3 「明るい選挙啓発ポスターコンクール」作品募集結果について  
 4 その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から令和2年度第3回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	あいさつ
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	議題1の裁判員候補者予定者の名簿について事務局から説明をお願いします。
事務局	はじめに裁判員制度について説明します。裁判員制度は平成21年5月21日から始まったもので、裁判員は、衆議院議員の選挙権のある人の中から選ばれ、法廷に出席し、裁判官や他の裁判員と評議して裁判を進めていくこととなります。裁判員制度が適用される事件は地方裁判所で行われる刑事裁判のうち傷害致死、殺人事件、放火事件、誘拐事件などです。裁判員は、毎年、市町村の選挙人名簿に登録されている人の中から、翌年度の裁判員候補予定者を抽選で選び、地方裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。裁判員候補者名簿に記載された方には、その旨が通知されるものです。 名簿の作成にあたっては、名古屋地方裁判所から管内の市町村に対して、毎年人数が指定されますので、本市の選挙人名簿に登載されている方の中から指定された人数の方を無作為に抽選するものです。 そして、今回資料1のとおり名古屋地方裁判所から裁判員候補者の選任の依頼及び割当員数187人の通知がありました。これにより、9月1日定時登録者数72,830人の中から「裁判員名簿調製プログラム」のくじにより別紙名簿のとおり選出しましたのでご確認いただき、ご異議がなければ名簿の確定をさせていただきますのでよろしくをお願いします。

発 言 者	発 言 内 容
委員長	ただいまの説明から、候補者の名簿を確認してください。
委員	名簿確認
委員長	この名簿登載者を、候補者の予定者として決定してよろしいか。
委員	異議なし。
委員長	<p>それでは、裁判員制度候補者の予定者はこの名簿のとおり決定します。</p> <p>続いて議題2の検察審査員候補者予定者の名簿について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はじめに検察審査会制度について説明します。選挙権を有する方の中から、くじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が被疑者を裁判にかけなかったことの善し悪しを審査するものです。</p> <p>検察審査員は、それぞれの地域ごとにくじで選ばれ、任期は6か月です。検察審査員に選ばれると、その旨が通知されるものです。また、裁判員制度と同様に、名古屋検察審査会から管内の市町村に対して、毎年人数が指定されますので、本市の選挙人名簿に登載されている方の中から指定された人数の方を無作為に抽選するものです。</p> <p>そして、今回資料2により、第一・第二検察審査会事務局より検察審査員候補者の選出依頼及び割当員数各10人の通知がありました。これらに関しましても裁判員名簿と同様のシステムにより別添名簿のとおり選出しましたのでご確認していただき、ご異議がなければ名簿の確定をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
委員長	ただいまの説明から、候補者の名簿を確認してください。
委員	名簿確認
委員長	この名簿登載者を、候補者の予定者として決定してよろしいか。
委員	異議なし。
委員長	<p>それでは、検察審査会候補者の予定者は、この名簿のとおり決定します。</p> <p>続いて議題3「明るい選挙啓発ポスターコンクール」作品募集結果について、説明をお願いします。</p>
事務局	市内各小中学校児童生徒から明るい選挙啓発ポスターコンクール作品

に15作品の応募がありましたので報告いたします。

資料3をご覧ください。本委員会後、この15作品の中から6作品を選出していただき、日進市選出作品として愛知県に提出します。その後、愛知県において県内の各選管から寄せられた作品の中から優秀作品が選出される予定です。また、入賞作品とは別に、日進市選挙管理委員会委員長特別賞として1作品選出します。なお、日進市選出作品6作品と日進市選挙管理委員会委員長特別賞1作品は、令和2年11月17日(火)から同月27日(金)まで、図書館1階展示スペースにおいて展示を行う予定です。

委員長 ただいまの説明から質問、意見等がありますか。

委員 特になし

委員長 事務局は、その他について何か議題はありますか。

事務局 1点報告事項があります。

愛知県知事大村秀章解職請求についてです。資料4をご確認ください。令和2年9月10日に開催されました愛知県選挙管理委員会主催の説明会を受け、委員の皆様に関連する事項を中心に今後の事務について説明いたします。

まず、「1 署名簿の受理（仮提出）」につきましては、本市は11月4日が期限となります。その後、選挙のある5市町から順次仮提出がなされ、「2 署名簿の受領（本提出）」は、令和3年1月4日を期限になされることとなります。ここで、法定署名数に足りない場合は、請求には至らず、その後の事務は行われません。

法定署名数の署名が集まった場合、「3 署名簿及び署名の審査」が令和3年1月5日から24日までの20日間の期間で行われますが、その期間中、署名者等を証人尋問する必要がある場合、委員の皆様にご出席いただいたうえで、証人尋問が行われます。証人尋問は、選挙管理委員会の専属的権限となりますので、委員の皆様に行っていただく必要がございます。

3の審査が終了いたしますと、「7 署名簿の縦覧」が行われますが、事務局による審査結果の集計後、「4 署名の効力の決定」を行いますので、委員の議決、署名審査録への署名・押印をいただき、「5 署名審査録の作成」をし、「6 署名総数等及び縦覧に関する告示」を行うための議決をいただくこととなります。なお、4及び6については、同時に行う見込みです。

署名簿の縦覧期間は土日を含めた7日間であり、その期間に異議申出がなされれば、「8 異議申出の審査」を行います。ここでも委員の議決をいただきます。

その後、署名数が確定し、「10 署名簿の返付」と続きます。異議申出

の決定に不服があれば、県への審査請求、訴訟とつながっていくこととなります。

現時点では、署名総数の確定は、最短で令和3年2月中旬頃、遅ければ同年7月中旬頃と5か月ほどの幅があります。

委員の皆様には、4及び6については、令和3年1月20日頃、3については、事案があれば同年1月10日過ぎ頃、8については同じく事案があれば同年2月上旬頃にお集りいただく機会を設けさせていただくことになるかと思いますが、日程の詳細等につきましては改めてご連絡しますので、ご協力をお願いします。

委員長 ただいまの説明から、質問、意見等がありますか。

委員 法定署名数は、何人で全体の何%程度となりますか。

事務局 約86万人で、全体の14%程度となります。

委員 署名は自筆でなければならないか。

事務局 署名は、自署しなければならないものです。

委員長 他に議題はありますか。

事務局 ありません。

委員長 それでは、第3回選挙管理委員会を終了します。

午前9時20分閉会